

Title	フランソワ・L・ガンゾーフ カール大帝
Sub Title	François L. Ganshof, "Charlemagne," Speculum, vol. 24. no. 2. April, 1948. p.p. 520-528
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.7 (1951. 7) ,p.460(64)- 462(66)
JaLC DOI	10.14991/001.19510701-0064
Abstract	
Notes	論文紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510701-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の歳入を維持するのほ不可能である。

我々は我々の建白書全體の骨子となる主要な點に觸れる。

そして我々はこの國の人民を傷つけることなくその豊かな源泉から引出すためには國民所得を増加する以外に財政における原則を知らない。

と。正しくそこでは國富を増加することが財政の至上目的とされてゐたのであつた。そしてこれを基準として判事達の議論が進む。例へば「製造工業の禁止は自然に反する。市民をその趣向・その技術及びその能力に應じて働かせないのは不當である」「フランス人の才能は若しそれが自由によつて勵まされるならば素晴らしいことを仕遂げる」「農業・商業及び工業を育成せよ。外國人を勵まさんとする以外には自由に立廻らせよ。人は大地から實を取出し、又石を金に變へる」といつた調子で。

全般的に見て判事達の經濟思想は重商主義者のそれであり、しかもこの間に多少とも「レッセ・フェール」主義の滲透、重農學派の影響が認められはした。しかし留意すべきは著者の判事達は理論家といふより寧ろ多忙な實務家、實際家だつたといふ點。そして現實の機會に即して書かれたものがほかならぬこの「建白書」。従つてそれを思想史の資料とのみ看做して利用するのは餘り感心出来ない。筆者は考へる。そしてこの「建白書」の基底に流れる思想の究明に向つたベイク氏も亦該「建白書」存在の意義が「舊制度フランスにおける經濟制度の有數な

批判書の二つ」といふ點にあることを決して忘れてゐなかつたのである。尙この「建白書」の一本はコロンビア大學のセリグマン文庫に所藏されてゐる。本研究はそれによつたものである。結語。一「建白書」の財政・政治理論の研究に従つた著作として恐らく本書は政治・經濟學徒にとつて特に興味深いものであらう。又忠實なローマ法學者達の手に成つたこの「應答書」のうちにも、英國諸學派において萌芽し發展したと同一の倫理觀がその片鱗を覗かせ、怠惰・安逸・奢侈・浪費・惡徳・享樂は否定され、他方節約・勤勉・正直・有用且つ生産的な勞働が市民の幸福にとつて必要な善行として奨励されてゐた。そして第十八世紀のこれら官吏達の思想において恐ろしく近代的な概念は、人口の研究が國民の健康狀態の指針として役立つことを強調した點であつたといつてよいであらう。「建白書」參看の機會のない筆者には如上のベイク氏の研究成果を批判する資格はない。仍つて氏の成果をここに忠實に紹介した次第である。(渡邊 國廣)

フランソワ・L・ガンソフ
『カール大帝』

(François L. Ganshof, "Charlemagne," Speculum, Vol. 24, No. 4, Oct. 1949, pp. 520-528.)

本論文は全體としてみれば“Vita caroli magni”の現代

史學水準での Annales とも言へべきものであらう。著者はいふ「私はカール大帝の完全な肖像を描き出したり、カールが歐羅巴史を彫彫した遣り方を説明しようとは思わない。又カールの政治の完全な描寫をするつもりもない。カールの歴史の典據を讀み沈思して、私はカールの政治の色々な局面を浮彫りにし特徴付けるつもりである。私は亦政治家としてのカールの入柄の輪廓を畫くために全力を注がう」。すなわち著者は地理學的な又は系譜的な順序を追つてなされる史學的分析方法を斥け、年代記的な方法をその根幹とし、それから政治家の史的性格描寫が派生することを狙としてゐる。新たな史學段階でのクロニクルの研究が提起するものは以下の如くである。

第一期、カールの治政の創業期。七六八年ピピン三世の死。カールはフランク王國の半ばを弟カールマンと共に統治す。カールはアキタニアの叛亂を鎮壓。母ベルタの影響により外政では放棄政策をとる。バヴァリアの首長タジロ三世との和解。ロンバルド王デジデリウスとの和解。その結果バヴァリアの實質上の獨立。ロンバルド王國のためローマ援助放棄。

第二期、カールの試煉期。七七二年情勢一變す。ロンバルド同盟の廢棄。十二月カールマン死す。カールその領土を占領し、甥の王位繼承を排斥す。カールに有利な王朝の統一。國內體制整備によるライン右岸及びチューリンギアのフランクの土地を

フランソワ・L・ガンソフ『カール大帝』

六五 (四六一)

侵すサクソニアへの復讐的遠征。七七二年サクセンへの逆侵入。サクセン戦争の繼續。西サクセンにおいて恒久的城塞により防護された特別な軍事組織をもつたマルクの確立。七七三年教皇ハドリアヌス一世の要請でイタリア防護のためロンバルド遠征。七七四年ロンバルド王を兼攝。敬虔なカールが教皇領を守護する法的基礎はカールの受けた「ローマ貴族」の稱號に基づく。七七七年カールの王權伸張とスベイン征伐の幻想。七七八年スベイン遠征の失敗。敗退途上ピレネー山中でバスタ人に追撃さる。七七八年ガスコニー、アキタニア、イタリアの叛亂。フランク諸國へサクソニアの侵入。これらの危機からの脱出。七七九年ヘルスタルにおいて内政の整備を検討——その諸成果の“Capitulare”への反映。カールの天分の發揮。七八五年サクセン戦の終結と、該王國の服屬及びその領土を教管區に分割。フリジアの東部の征服。傳統を誇るローマ人はカール及び東フランクの武將連を異邦人と見る。王國の二子に分つ。但しカールは凡ゆる重要な決定權を保留す。七八九年「全國諭告令」にみる聖界の淨化。

第三期、全般的危機。七九二年サクセンの叛亂。七九三年大飢饉。全般的叛亂。ベネヴェント侯に敗北。サラセン侵入。イスパニアのマルクの消滅。ガリア南部崩壊。カールの獨裁政治に對する貴族の反抗。

第四期、確立期。七九四—七九七年戦争繼續。七九八年ノルドア

ルゼンギア及びウイモディアを占領。イスパニアのマルクを新設し漸次擴大す。ダニエール諸國を併合。バヴァリア、フリユウのマルクを併合。七九四年カールの主宰するフランクフルト宗教會議において基督猶子説の排除等教義並びに教會ヒラルキーの確立。アルクインによる影響。

第五期、カールによるローマ古代の傳統の終焉。八〇〇年の戴冠式の翌日より始まる矛盾の時期。ベネディクトの宗規。巡察使制の充實。皇帝の資格での誠實の概念の擴大。八〇六年王位繼承制による帝制の傳統の破壊。フランクの舊慣への復歸 (Imperialis potestas の輕視)。八一四年一月二十八日カールは七二歳を以て歿す。

カールは政治家としてはすでに存在するものを採用し改善した。その政策は宗教的關心と不可分であつた。カールの生涯は「ローランの歌」の最後の一句「王は言つた、神よ、我が生涯は如何に途遠かりしことよ」が最もよく示している。

最後に著者は次のようにその抱負を述べている。「私がカールの政治の異なつた諸局面の間に試みた區別は、カールの權力の發展や効果を、一層明瞭に評價するのに役立つであろう。又私が指摘した諸特徴は、政治家の人格を明らかにするであろう。」そして、著者の師の近著 F. Lot, *Naissance de la France* (Paris, 1948) に説かれたカールの像との異同點に讀者は注意されたいと述べている。 (宇尾野 久)

ダニエル・C・デネット

『ビレンヌ教授とマホメット』

(Daniel C. Dennett, "Pisene and Muhammad," *Spectrum*, Vol. 23, No. 2, April, 1948, pp. 165-190.)

中世史の巨星アンリ・ビレンヌの遺著『マホメットとシャルマーニュ』の内容はすでに歴史家の常識となつていてさういえるが、いまこの著名な著作に聊かの變更も加えることなくそのテーゼを整理し批判するとすれば、次の六つの問題から始めねばならない。

(一) その根源で又は地中海の正常的交易ルートで通商を禁制することはアラブ人の政策であり實際に行なつたところであつたか？ 基督教的西歐とオリエントとの間の商業が終焉した日時を近似的にでも示すことができるか？ (二) ガザ (パレスチナ) の酒、埃及のパピルス、オリエントの香料の消失について別な説明をなすらうか？ (三) カロリング時代開始の後、ガリアに對した外國貿易がなかつたことは眞實か？ (四) 廣汎な社會的政治的的局面の中で考察して、メロヴィング期ガリアの文明が交易によつて決定されたことは眞實か？ 逆に國內的諸要因が商業の繁榮を決定するに重要となることは可能か？ 紀元六五〇年前に地中海商業はどれほど廣範なものであつたか？ (五) ロマニア (ローマ) によつて征服された全ての國々) は理念、法

律、言語、對外政策、公共利益の眞の文化的統一體であつたか？ (六) 金貨制度から銀貨制度への轉移の實際の意義と眞因とは何であつたか？ 以下これらの疑問を検討する。

一、ローランや豫言者の言葉、初代カリフの諸條令、回教法律家の意見等の中に基督教徒や無信仰者との交易を禁止するのはなかつた。アラブ商人は八世紀末までに印度、セイロン、東印度、中國にさえも財貨交換や布教の中心たる交易植民地を確立した。従つてアラブ人がガリアに同様な中心地を確立しなかつた理由を考える場合には、シャルマーニュがマルセーユに回教寺院建立を許したかの問題が生ずる。この點では回教徒はずつと寛容であつたし彼等の領土へやつてきた基督教貿易商人を殆んど妨碍しなかつた。回教國に服屬したロマニアの基督教徒達はその税金を支拂い義務を履行すれば、信仰の自由や政治・經濟的自由は保證された。従つてビレンヌのテーゼ「アラブ人の侵入は西地中海商業を破壊するほど頻繁で激烈であつた」とか、又「ガリアの商業が衰退したので彼等の侵入は荒廢的であつた」とか主張するのは正しくない。更にビレンヌのよりに經濟封鎖政策が古代や中世の戰爭においても今日のように主動的役割を演じたと推定することも正しくない。

二、六四〇—六四二年におけるアラブ人の埃及征服はパピルスの輸出を終絶せしめたか？ 證左はこの逆である。パピルスはこの後もフランク三國で確保されたと推定されうるし、事實

ダニエル・C・デネット『ビレンヌ教授とマホメット』

法王廳によつて傳統的に使用された。この後者を證するものとして、ベレンガールの頌詞作者の評註者はパピルスの語を「パピルスに書くを恒とするものはローマ流に従ふ定めなり」と註解している。

三、カロリング期を以てガリアの従来の商業が終り、東方の奢侈品の輸入がやんだといふのは眞實か？ 香料はシャルマーニュの時に高價ではあつたが手に入れる事ができた。アルキムスは「印度の顔料はひどく値段を上げている」とのべている。これらの商品の流入を便ならしめるために、八八四年カール禰王は「マッシリアの海岸の利便や諸港を通じて商人の交易を便ならしむべし」との免税特許狀をサンドニに賦與し、プロヴァンスのルイ王の特許狀(九二〇年)も「アールのような港であれ、他の外來者と同じだけギリシヤ人から即座に貨幣を國庫に徴收してはならない」とのべている。

四、メロヴィング期ガリアの文化と安定がその商業によつて決定されたことは眞實か？ 羅馬の征服から二世紀末までガリアは自然生産物に基いた非常な繁榮期を迎へた。だが五世紀にはこれらの産業や商業の規模は縮小している。北伊太利・ガリア南部・西班牙へのゴット人の侵入、ヴァンダール人の北阿征服や西北地中海に海賊の侵寇の後のメロヴィング期ガリアでの決定な要因として商業を採り上げようとするならば、クロヴィスとその後繼者がかなり經濟的復活を造り出したと考えね